

議案第 11 号 小松島市長及び副市長の給与条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

市長の給料について、カット率を 10%に変更して平成 26 年 4 月分から平成 27 年 3 月分まで延長するための改正を行うもの。

小松島市長及び副市長の給与条例(昭和50年小松島市条例第41号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>附 則</p> <p>18 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>19 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における副市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>18 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>19 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における副市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>20 <u>平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	<p>追加</p>